

公 告

令和7年12月8日
陸上自衛隊米子駐屯地業務隊長

陸上自衛隊米子駐屯地一般開放における展示即売店の設置及び経営に関する 業者の募集について

陸上自衛隊米子駐屯地で実施予定の「駐屯地一般開放」において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 実施予定日（以下に示す日のうち何れか1日を予定）

- (1) 令和8年3月21日（土）
- (2) 令和8年3月22日（日）
- (3) 令和8年3月28日（土）
- (4) 令和8年3月29日（日）
- (5) 令和8年4月 4日（土）
- (6) 令和8年4月 5日（日）
- (7) 令和8年4月11日（土）
- (8) 令和8年4月12日（日）

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- 3 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 4 業 種
 - (1) 飲食物提供
 - (2) 物品販売（密封包装食品を含む。）
- 5 公告期間及び募集要領配布期間
令和7年12月8日（月）～同年12月19日（金）午後5時まで
- 6 現場説明及び仕様説明
 - (1) 日 時
5項の期間中、土日祝日を除く午前9時～午後1時、午後2時～午後5時
 - (2) 場 所
鳥取県米子市両三柳2603
陸上自衛隊米子駐屯地厚生センター内 厚生科事務室
- 7 その他
細部については、募集要領及び仕様書による。
- 8 問合せ先
陸上自衛隊米子駐屯地業務隊厚生科（担当：大内）
受付時間：午前9時～午後1時、午後2時～午後5時
（土曜、日曜日及び12月15日（月）を除く。）
電話番号：0859-29-2161（内線326）